仕　様　書

１　仕様書番号　　総調第１号

２　購入品目等　　別紙内訳書のとおり

　　　　　　　　　※製品名を指定するものは同等品を認めない。

３　納入場所　　　岐南町総合調理センター（羽島郡岐南町徳田８丁目地内）

４　納入期限　　　平成２９年８月４日

　　　　　　　　　※複数回に分けて納入日を指定することがある。

５　質疑　　　　　書面（ファクシミリ可）による

６　納入について

◆物品は発注者が指示した場所へ受注者が納入すること。

◆納入に際しては、製品及び施設に損傷を与えることのないよう十分に

注意し、納入業者が清掃及び包装残材の処分を環境に配慮し適正に行

うこと。なお、発注者が検収を完了するまでは、納入業者は物品の管理

責任を負うものとする。

　　　◆製品の使用方法等については、発注者が理解するまで受注者は十分な

説明を行うこと。

７　検収について

　　　◆納入物品の検収は、物品が発注者の指示した場所へ納入されてから、係

員立会いの上で行うものとする。

　　　◆検収により係員から不備を指摘されたときは、受注者は直ちに製品の

取替等を行い、別に指定する日までに再度検収を受けること。

８　保証について

　　　◆検収後、受注者は１年間保証の義務を負い、その間に発生した故障等に

対しては、直ちに取替、補修等を行い、誠実に対応すること。ただし、

製品によりメーカーの保証する期間が１年を超える場合は、保証書に規

定する当該期間中、受注者は保証の義務を負うものとする。

９　食器の絵柄データの取り扱いについて

　　　◆食器に絵柄を入れるために発注者が提供する岐南町マスコットキャラ

クター「ねぎっちょ」の画像データについては、受注者は決して目的外

使用をしないこと。

１０　本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議によ

り業務を進めるものとする。